

国指定小笠原群島鳥獸保護区  
特別保護指定区域  
指定計画書（案）

平成21年 月 日  
環 境 省

## 1 特別保護指定区域の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区特別保護指定区域の名称

国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域

### (2) 国指定鳥獣保護区の設定区分

希少鳥獣生息地の保護区

### (3) 国指定鳥獣保護区特別保護指定区域の区域

国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護区のうち父島字扇浦（扇浦30番1、同30番2、同31番1、同33番5、同33番6、同33番7、同33番8、同33番39、同61番、同62番、同63番、同64番1、同65番、同66番、同68番1（字二子3番1、同4番1、字扇浦69番との接点から字扇浦30番1の南端を結ぶ直線より北の区域に限る）、同70番、同71番、同72番、同73番、同75番、同76番、同77番の区域に限る）及び父島字二子4番1（字二子3番1と字扇浦69番との道路と平行する境界線の延長線より北の区域に限る）、同30番（字扇浦73番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る）の区域

### (4) 指定理由

オガサワラオオコウモリ（以下オオコウモリ）は、小笠原群島唯一の固有哺乳類で、国の天然記念物に指定され、現在は、小笠原群島と火山列島のみ分布している。本種の生態学的知見は少なく、正確な個体数も把握されていないのが現状であるが、把握されている父島の個体数は約130頭と非常に少なく、環境省レッドリストでは絶滅危惧IA類にランクされ、絶滅が危惧されている。

本特別保護指定区域には、冬季になると父島に生息するほぼ全てのオオコウモリが集団でねぐらを形成すること、集団ねぐらは毎年ごく限られた範囲に形成され、父島内において他に集団ねぐらは形成されていないことが明らかとなっている。現時点において、当該区域は父島のオオコウモリ個体群の安定した生息のためには極めて重要な地域であり、この地域を保全することが本種の保護を図る上で最も重要となっている。

一方、この集団ねぐら形成域へは、周囲の道路から容易に近づくことが可能であるが、近年当該地に隣接する場所で宅地開発が行われるなどオオコウモリの利用域が減少していることに加え、オオコウモリ観察目的での観光利用等による人の入り込みや周辺地域での開发行為の影響等により集団ねぐらが移動・分散するなど、安定した生息が脅かされ繁殖等への悪影響も懸念されている。

このため、オオコウモリの集団ねぐら形成域及びその周辺を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、さらに人為的な影響からオオコウモリを保護するため、集団ねぐらの形成域を特別保護指定区域として、特段の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区特別保護指定区域の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	3 ha
農耕地	- ha
その他	- ha

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	1 ha
私有地等	2 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	-ha	特別保護地区	- ha
		特別地域	- ha
		普通地域	- ha

3 国指定鳥獣保護区特別保護指定区域の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日までの各年の12月1日から6月30日までとする。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区特別保護指定区域の位置

当該区域は、東京の南方約1,000kmの海上に位置する東京都小笠原村に属する父島の扇浦地区である。

イ 地質、地形等

当該区域は、風が直接当たらない谷地形になっており、一部の場所に止水がある。

ウ 植物相の概要

当該区域は、過去に畑地となっていたことから、ガジュマル、アカギ、タケ類、ツル性の植物が鬱蒼としており、在来種は少ない。

## エ 動物相の概要

大陸から遠く隔てられているためか動物相は貧弱である。大型の哺乳類は少なく、天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ一種のみである。このほか移入動物で野生化したものに、ヤギ、ネコ、ネズミ類がある。ヤギによる自然環境への影響は特に問題になっており駆除が進められている。

### (2) 生息する鳥獣類

別紙参照

### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内における、農林水産物の被害防止のための有害駆除の許可はない。

## 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

## 6 特別保護指定区域の指定及び維持管理に関する事項

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 鳥獣保護区特別保護地区用制札 | 3本 |
| (2) 案内板            | 1基 |
| (3) その他(解説板)       | 1基 |